

北見昌朗



## 「養育手当」の提案

2



### ◆可哀想なシンママに 養育手当を！

筆者は「養育手当」なる新しい手当を会社に提案したいと思っている。対象者は「離婚して、子供と同居しながら養育している正社員」だ。主に親の離婚のおかげで進学できなくなるのは問題だ。

「養育手当」は、家族手当に加えて支給することを乗せ支給することを考えている。養育手当の金額は、1人につき月額1万円ぐらいでいいがだろうか？ 学生であれば22歳まで支給する。

女性社員の勤務する会社に、こんな感じの家族手当があつたとする。「配偶者8千円（扶養子供の分（4千円）の家族手当をもらう）」

得した後で、離婚した」とする。生計の主体者は夫だったとする。その場合は、女性社員の給与はこんな感じになる。

配偶者 8千円（扶養の範囲内とする）  
子 4千円（第2子まで。18歳まで）

配偶者 廃止  
子 1万円（人数制限無し。在学中は22歳まで）

この制度は、女性が専業主婦として家庭にいた時代のものだから、筆者はこんな疑問を感じる。

「イマドキ扶養の範囲内で働いて生活できるのは一部のエリートのみ。その妻はフルタイムで働くのに、年金保険料を払わずにいられる。夫の会社で家族手当をもらえる。それに対しても非エリートの妻はフルタイムで働いて年金保険料を取られて、夫の会社で家族手当を打ち切られる」

高まっている！ 家族手当は、少子高齢化が進む状況下においては、まさに今日的な必要性は増していると考えるが、いかがだろうか？

(株)北見式賃金研究所所長、ホワイト企業推進会会員、労働政策研究会副会長

最近増えているのが離婚である。筆者の周囲では、30代の離婚が多い。結婚して間もないのに離婚という選択肢を選ぶ若い夫婦が少なくない。

所得になりやすい。別れた夫は、元妻に養育費を払うべきだが、実際には

でなく、家族手当に関しても見直しを提案したい。筆者の独自調査によれば、愛知県下の中小企業は、8割が家族手当を支給している。その基準は、こんな感じだ。

限は要らない。大学進学時にオカネが要るのだから、18歳で打ち切りにするのではなく、大学在学中なら22歳まで支給しても良い』 そのようなことを考えると、次のような見直しも考えられる。

「離婚前」  
家族手当はゼロ（勤務先で家族手当という制度があれば、夫がもらつているかも：）

この制度は、女性が専業主婦として家庭にいた時代のものだから、筆者はこんな疑問を感じる。

「イマドキ扶養の範囲内で働いて生活できるのは一部のエリートのみ。その妻はフルタイムで働くのに、年金保険料を払わずにいられる。夫の会社で家族手当をもらえる。それに対しても非エリートの妻はフルタイムで働いて年金保険料を取られて、夫の会社で家族手当を打ち切られる」

◆家族手当も子育て重視型に切り替える  
筆者は、養育手当だけ

「イマドキ子供の人数は多くないので、人數制

長) タイトル・浅井健史  
イラスト・伊藤栄章

誕生して、育児休暇を取